

議案第232号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例案

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の項中

「

大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務
----------	---------------------------

」

を

「

大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪市再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会	再生可能エネルギー等導入推進基金事業に係る再生可能エネルギー等の導入の推進に関する事項の調査審議に関する事務

」

に改める。

第1条の2の表大阪府の項中

「

大阪府市文化振興会議	本市及び大阪府における文化振興計画の策定及び変更並びに芸術文化の振興に関する重要な施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
------------	---

大阪府市エネルギー戦略会議	本市及び大阪府のエネルギー戦略についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
---------------	---

を

大阪府市文化振興会議	本市及び大阪府における文化振興計画の策定及び変更並びに芸術文化の振興に関する重要な施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
------------	---

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の2の表の改正規定の施行期日は、市長が定める。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪市再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会を執行機関の附属機関として設置するとともに、大阪府市エネルギー戦略会議を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

執行機関の附属機関に関する条例 (抄)

(設 置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	省 略	省 略
	大阪市環境審議会	省 略
	大阪市再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会	再生可能エネルギー等導入推進基金事業に係る再生可能エネルギー等の導入の推進に関する事項の調査審議に関する事務
	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

(共同設置の附属機関)

第1条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として、次のとおり附属機関を置く。

附属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
大阪府	市長	省 略	省 略
		<u>大阪府市エネルギー戦略会議</u>	<u>本市及び大阪府のエネルギー戦略についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務</u>